

伊勢市立北浜小学校いじめ防止基本方針

平成26年7月策定

1 はじめに

本校の学校目標は、「ともに学び、豊かに生きる北浜の子どもを育てる」である。しかし、学び合いや豊かな生活をめざすためには、安心して学び、生活できる学校でなければならない。それを阻む大きな原因の一つが「いじめ」である。

「いじめ」は、人間として絶対に許されない人権侵害である。それは、いかなる理由でも正当化できるものではない。わたしたち北浜小学校では、職員・児童はもとより、地域や保護者の協力の下、いじめ根絶を目指して取り組む所存である。

※参考 【文部科学省定義】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外は問わない。

2 いじめ根絶に向けた本校における基本的な姿勢

- 学校全体で子どもを育てるという姿勢を持つ。
- 普段からの学校・学級の雰囲気作り・自尊感情を育む教育活動が、「いじめ」を起こしにくい風土作りにつながるということを認識する。
- 「いじめ」は、だれにでも、どこにでも起こりうるという考えを持つ。
- 「いじめ」を受けた児童の苦痛を取り除くことを最優先に考えます。
- 「いじめ」は、表面的には現れにくい。隠れて起こることが多いという認識を持つ。
- 「いじめ」は、加害者と被害者という二者関係だけの問題ではなく、周りではやし立てたり、面白がったりする「観衆」も、見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在であることを認識する。
- 小さなことであっても、報告・連絡・相談を行っていく。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織および会議

- (1) 生徒指導部・・・校内・校外での本校児童の状況把握と全校児童に向けての生活指導、市内の生活指導情報収集と本校職員への伝達
- (2) 生徒指導委員会・・・(主な構成員) 校長・教頭・生徒指導部
※ いじめ防止等の取り組み、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等を行う。
- (3) いじめ対策委員会・・・
(主な構成員) 校長・教頭・生徒指導部代表・養護教諭・関係児童の担任
必要に応じてスクールカウンセラー等

※いじめ事案が持ち上がったときの緊急組織

4 いじめをなくすための取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

- ① 学校、学級内で、一人ひとりを認め、お互いを尊重し合う人間関係を築く。
- ② 学校、学級内に、いじめや身勝手を許さない雰囲気を作る。
- ③ 規律ある集団作りをめざす。また、教職員全員が一貫性のある指導を行う。
- ④ 児童・教職員の人権尊重の意識を高め、人権感覚を磨く。
- ⑤ 思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導を充実する。
- ⑥ 授業力を高め、わかる授業、楽しい授業づくりをめざす。
- ⑦ 教職員・保護者・地域がいつも見守ってくれているという安心感を作る。
- ⑧ 児童に困ったことがあったときに相談できる体制を整えておく。(担任との交換日記、スクールカウンセラー相談日など)
- ⑨ ネットいじめなど、直接本人に向かって行われないネットいじめが存在することを認識する。
- ⑩ 「いじめ」に対する正しい知識を持つ。伊勢市から配布されている「実践事例集」などを使って研修をする。

(2) 早期発見に向けての取り組み

- ① 児童の一人ひとりの小さな変化に気付き、親身になって聞く姿勢を持つことで、児童の発するサインを見逃さない。
- ② 児童の様子について、常に職員間で連絡を取り合い、情報交換を図る。
- ③ 学期ごとにアンケート(伊勢市教育委員会作成)を実施し、児童の現状を把握する。
- ④ 家庭訪問・個別懇談会の機会に家庭での様子について十分話を聞くとともに、気になることがあれば保護者と連絡を取り合ったり、家庭訪問を行ったりする。
- ⑤ 年2回の Hyper-QU により子ども同士の関係をより客観的に把握し、改善していく。
(伊勢市としての取り組み)
- ⑥ 地域の方と常に連携をし、情報を得るようにする。

(3) 早期解決に向けての取り組み

- ① 「いじめ」事案と思われる問題が起こった際には、速やかに関係者と連絡を取り、情報を共有し、事実確認をする。その際、いじめを受けたという者への配慮を十分する。
- ② 「いじめ」事案と思われる問題が起こった際には、いじめ対策委員会を開設し、緊急問題として真っ先にその解決にあたる。
- ③ 「いじめ」事案の記録と共有化・・・
 - ・被害者氏名・学年
 - ・いじめの状況(事実の把握、被害状況、関係児童、発端や発覚のきっかけ把握)
 - ・報告状況(いつ、だれが、だれに、どのような内容で報告したか。)

・対応・対策および結果

④ 教育委員会への報告と連携、

- ・ 犯罪行為、生命にかかわる事案など、緊急を要する場合は速やかに報告する。
- ・ 必要な場合は、スクールカウンセラー等を要請する。
- ・ 緊急を要さない場合でも、早期対応が終わった時点で連絡をする。

⑤ 継続的な支援、指導および助言

- ・ いじめを受けた児童およびその保護者に対する支援
- ・ いじめをした児童に対する指導とその保護者に対する支援
- ・ いじめを発見または報告した児童に対する支援
- ・ 傍観者の立場であった児童への指導

(4) 解決後の取り組み

- ① 「いじめ」事案の起こった経緯の見直しと記録の整理
- ② 職員会議での情報の共有と関係児童への対応についての相談
- ③ 同じ事案を二度と起こさないための学校・学級での指導と学級作りの再構築
- ④ 学校におけるいじめ防止対策の取り組みの再点検と改訂
- ⑤ 関係児童の見届けや見守りの強化と今後に向けた確実な引継ぎ

5 付記

- 「いじめ防止基本方針」については、年度が改まった時点で見直しをしていく。